

# インスタ投稿で 津島を 盛り上げよう

フォローはこちらから→



一緒に津島を  
応援しましょう！



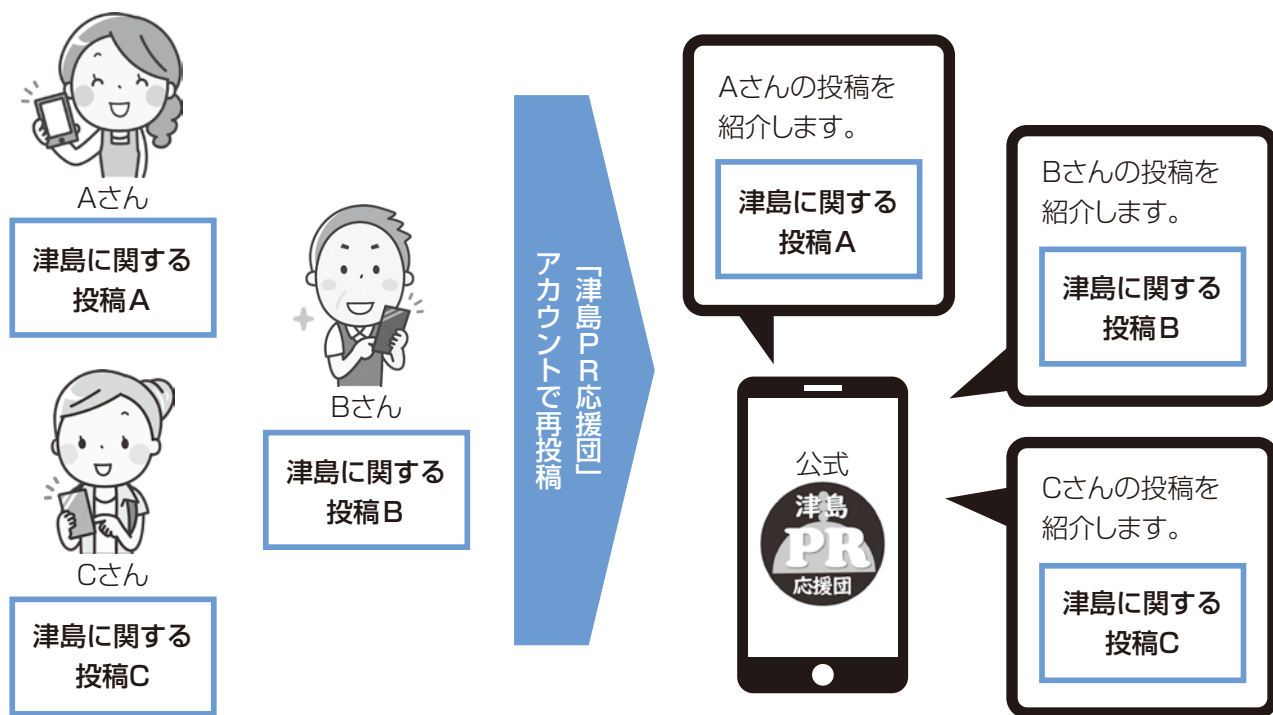
応援団長の神野大地選手  
(津島市広報大使)

## 「津島PR応援団」 アカウントを開設しました

Instagram(インスタグラム)で「津島PR応援団」公式アカウントを開設しました。

津島を応援したい人の投稿を、当アカウントでも紹介することで、広く津島の魅力を発信していきます。

### 個々の投稿をまとめて拡散させます(イメージ)



### ハッシュタグ「#津島PR応援団」をつけて投稿してください

市内で撮影した写真や、津島に関する写真をハッシュタグ「#津島PR応援団」をつけて投稿してください。

投稿されたものの中から、当アカウントで再投稿(「リポスト」といいます。)しますので、フォローの上、投稿をお願いします。詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ シティプロモーション課広報・プロモーションG ☎55-9584

「フォロー」すると、津島PR応援団アカウントの投稿を簡単に見ることができます。自分のことをフォローしてくれている人のことを「フォロワー」といいます。

#### 「津島PR応援団公式アカウント」とは

- ・津島市が管理するリポスト専用のアカウントのこと

#### 「津島PR応援団員」とは

- ・ハッシュタグ「#津島PR応援団」をつけて投稿すること
- ・「津島PR応援団公式アカウント」のフォロワーのこと

# 65歳以上のドライバーの方へ・今年度限り

## サポカー補助金で 安全・安心なドライブを!

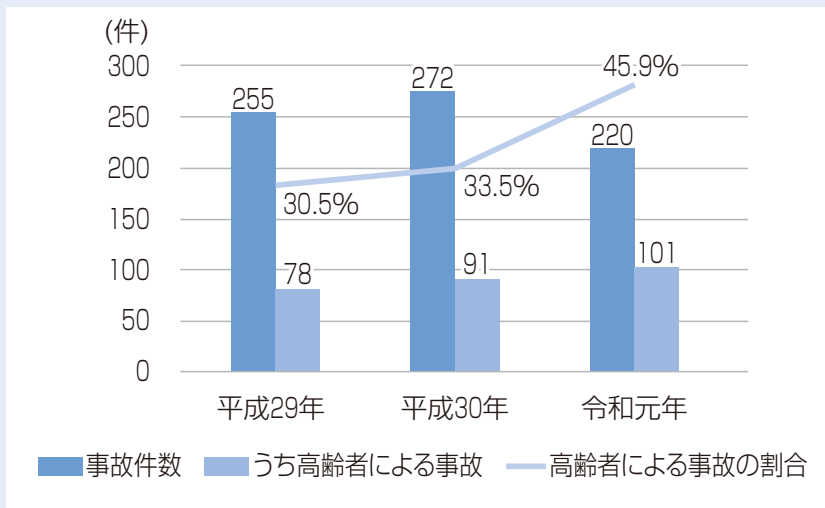
問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298



高齢ドライバーを中心に車の誤発進による痛ましい交通事故が多く発生しています。

津島市では、自動車の運転を必要としている高齢ドライバーを対象に、後付けの安全運転支援装置を設置するための補助制度を実施しています。

### 愛知県のアクセルとブレーキ踏み間違い事故件数(第一当事者)



表のように65歳以上の高齢者による踏み間違いが要因の交通事故は増加傾向で、令和元年は45.9%と高い割合になっています。

この操作ミスを抑止するのが後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」です。

令和4年2月28日(月)までの設置・申請が補助対象ですが、予算が無くなると自己負担額が増加する場合がありますので、お早めの設置をおすすめします。

対象となる装置、要件、申請方法は市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先でご確認ください。

### 国・市の補助金を 利用すると…

例 86,020円の  
障害物検知機能付装置を  
購入・設置したAさんの場合

国からの補助金 40,000円  
市からの補助金 32,000円  
(最大)

自己負担額  
14,020円

注意 国からの補助金(サポカー補助金)は  
8月31日で終了する見込みです。

### 販売事業者一覧(参考)

障害物検知機能付き ペダル踏み間違い 急発進抑制装置	ペダル踏み間違い 急発進抑制装置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トヨタ自動車(株)</li> <li>・ダイハツ工業(株)</li> <li>・スズキ(株)</li> <li>・マツダ(株)</li> <li>・(株)ホンダアクセス</li> <li>・(株)SUBARU</li> <li>・三菱自動車(株)</li> <li>・日産自動車(株)</li> <li>・大兵自動車</li> <li>・富士モーター商会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエローハット</li> <li>・オートバックス</li> <li>・つしまオート本店、大坪店</li> <li>・鈴木自動車スズキアリーナ津島</li> <li>・ジェームス</li> <li>・アタゴ自動車</li> <li>・ヤマト・コーポレーション</li> <li>・水谷商会</li> <li>・CARLIFEオートフレンドカニエ</li> <li>・E・M・Cタイヤショップアリーナ他</li> </ul>

# 国民健康保険からのお知らせ

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

## 高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額(p.7表参照)を超えた額が支給される制度です。該当する方には、個別に通知しますので、申請手続きをしてください。

### 持ち物

保険証、世帯主の口座が分かるもの、個人番号が分かるもの、身分確認書類

## 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

### 持ち物

保険証、個人番号が分かるもの、身分確認書類



## 窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難な場合に、その支払いを免除・減額・支払猶予する制度があります。

申請には、収入に関する証明書や申告書類等のほか、受診する医療機関の証明が必要です。

**申請期限** 減免理由が発生した日から6カ月以内

### 適用期間

免除・減免…申請月を含めて3カ月以内(再申請により更に3カ月以内を限度に延長可能)

支払猶予…6カ月以内

## 出産育児一時金について

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき42万円支給します。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産(流産または死産も可)の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産または妊娠12週以上22週未満での出産の場合は、40万4,000円となります。



## 出産育児一時金直接支払制度とは

医療機関にて出産育児一時金直接支払制度の手続きをしていただくことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などでの支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをしてください。

### 持ち物

保険証、領収・明細書、母子手帳、直接支払制度合意文書

## 交通事故にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によって傷病(病気・けが)を受けた場合でも、国民健康保険で治療が可能です。

なお、加害者と示談する前に必ず市役所に連絡してから、届け出るようにしてください。

### 持ち物

保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)、個人番号が分かるもの、事故証明書

# 国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額 (令和3年8月診療分から)

70歳未満 医療機関ごとの窓口負担額(処方箋薬局分を含む)が21,000円以上のものが対象

所得要件(※1)	自己負担限度額
901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【4回目以降140,100円】※2
600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【4回目以降93,000円】※2
210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降44,400円】※2
210万円以下	57,600円 【4回目以降44,400円】※2
住民税非課税世帯	35,400円 【4回目以降24,600円】※2

※1 国民健康保険に加入している方全員の基礎控除(別表)後の所得の合計

※2 過去12カ月間に3回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目から該当となります。

70歳以上 全ての窓口負担額が対象

区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者Ⅲ (※5)	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【4回目以降140,100円】※2	
現役並み 所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【4回目以降93,000円】※2	
現役並み 所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降44,400円】※2	
一般 (※5)	課税所得 145万円未満(※3)	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 【4回目以降44,400円】※2
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯(※4)		15,000円

※3 70歳以上の国保加入者の収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)で申請した世帯や、70歳以上の国保加入者全員の基礎控除(別表)後の所得の合計が210万円以下の世帯も含まれます。

※4 各所得が0円となる世帯(年金収入の場合は80万円控除、給与収入の場合は給与所得から10万円控除)。

※5 区分が「現役並み所得者Ⅲ」、「一般」の方は、高齢受給者証のみで限度額が確認できますので、限度額適用認定証は発行されません。

## 別表 基礎控除額表(令和3年度以降)

所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円